

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第4号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>（年次休暇以外の休暇の基準）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の無給休暇（次条及び第16条に規定する休暇を除く。）の基準は、別表第7の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は時間とする。</p> <p>別表第4（第14条関係）</p>		<p>（年次休暇以外の休暇の基準）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の無給休暇（次条及び第16条に規定する休暇を除く。）の基準は、別表第6の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は時間とする。</p> <p>別表第4（第14条関係）</p>	
事由	期間又は日数	事由	期間又は日数
<p>1 <u>第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るために請求した場合</u></p>	<p>次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間</p> <p>(1) <u>1週間の勤務日が3日以上とされている第1号会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの</u></p> <p><u>7月1日から9月30日までの期間内であって、別表第5の左欄に掲げる1週間の</u></p>	<p>1 <u>6月以上の任期が定められている第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が夏季におけ</u></p>	<p><u>7月1日から10月31日までの期間内であって、原則として連続する5日の範囲内の期間</u></p>

改正前		改正後															
	<p>勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数の範囲内の期間</p> <p>(2) 第2号会計年度任用職員 7月1日から9月30日までの期間内であって、原則として連続する3日の範囲内の期間</p>	<p>る心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るために請求した場合</p>															
2～7 略		2～7 略															
8 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が親族の喪に服する場合	別表第6の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数	8 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が親族の喪に服する場合	別表第5の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数														
9 略		9 略															
別表第5（第14条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤務日数</th> <th rowspan="2">日数</th> </tr> <tr> <th>1週間の勤務日</th> <th>1年間の勤務日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日</td> <td>121日から168日まで</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>169日から216日まで</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>5日以上</td> <td>217日以上</td> <td>3日</td> </tr> </tbody> </table>		勤務日数		日数	1週間の勤務日	1年間の勤務日	3日	121日から168日まで	1日	4日	169日から216日まで	2日	5日以上	217日以上	3日		
勤務日数		日数															
1週間の勤務日	1年間の勤務日																
3日	121日から168日まで	1日															
4日	169日から216日まで	2日															
5日以上	217日以上	3日															
備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上である場合を含むものとする。																	
別表第6（第14条関係）		別表第5（第14条関係）															
略		略															

改正前		改正後	
別表第7（第14条関係）		別表第6（第14条関係）	
事由	期間又は時間	事由	期間又は時間
1～10 略		1～10 略	
11 6月以上の任期が定められている第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が公務によらない負傷又は疾病にかかり勤務することができない場合	一の年度において医師の証明書等に基づき、次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間 (1) 第1号会計年度任用職員 別表第8の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数の範囲内で最小限度必要と認める期間 (2) 略	11 6月以上の任期が定められている第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が公務によらない負傷又は疾病にかかり勤務することができない場合	一の年度において医師の証明書等に基づき、次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間 (1) 第1号会計年度任用職員 別表第7の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数の範囲内で最小限度必要と認める期間 (2) 略
12 略		12 略	
別表第8（第14条関係）		別表第7（第14条関係）	
略		略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。